

意匠法上の「視覚性」についての画期的判決

——意匠審査基準における肉眼観察限定認識手法について——

藤 本 昇*

抄 録 意匠法2条は、「意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義している。すなわち、意匠は物品の美的外観を保護するものであって、視覚に訴えるものでないものや、視覚に訴えるものと認められないものは意匠を構成しないものである（意匠法3条1項柱書）。しかるに、「視覚に訴えるもの」の意義については意匠法の文言からは必ずしも明らかではないが、特許庁の意匠審査基準によると、「視覚に訴えるものとは肉眼によって認識することができるものをいう。」と規定されている。

しかしながら、今般、知財高裁において、「物品の取引実情を考慮して物品の取引に際して、肉眼観察が通常であるのか、あるいは拡大観察が通常であるのかを基準として視覚性の登録要件を判断すべきであり、一律に肉眼によって認識することが出来るものに限って解釈することは、意匠法3条柱書き、2条1項の解釈を誤った違法がある。」と判断した画期的な判決が言い渡された。

本稿は、この画期的な判決を基に「意匠法上の視覚性」について論説するとともに実務上の影響について論及するものである。

目 次

1. はじめに
2. 意匠法上の「視覚性」の意義について
 2. 1 意匠法の変遷
 2. 2 「視覚を通じて美感を起こさせるもの」の意義
3. 視覚性についての審査基準
 3. 1 審査基準
 3. 2 現行の意匠審査基準
4. 肉眼観察とその意義についての判決
 4. 1 著者（原告代理人）の主張要旨
 4. 2 特許庁（被告）の主張要旨
 4. 3 著者（原告代理人）の反論
 4. 4 知財高裁の判決要旨
 4. 5 知財高裁判決とその意義
5. 現行の意匠審査基準の改訂を求む
6. 本判決が与える実務上の影響
 6. 1 出願時の対応
 6. 2 侵害成否とその判断基準
 6. 3 物品の取引実情

7. むすび

1. はじめに

著者は、「極小化物品の意匠登録成否と侵害成否」¹⁾及び「意匠法上の視覚性について」²⁾夫々出稿し、近年、電子機械や通信機械の部品が益々極小化傾向にあることに鑑みると、現在の意匠審査基準の「視覚性」に関する規定が現在社会の実情に合致せず、この種、極小化物品の保護に欠くことを訴えてきたものである。

しかも、意匠法の目的に鑑みると視覚性の意義を肉眼観察によって形態を認識し得るものに限るとの審査基準は誤りで、且つ現在の取引社会の実情に適合しないことを主張してきたものである。

* 藤本昇特許事務所 弁理士 Noboru FUJIMOTO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

今般、著者が原告代理人として受任した審決取消請求事件（知的財産高裁裁判所）において、平成18年3月31日同知財高裁第2部は、上記特許庁の審査基準が違法であると判示した³⁾。

このことは、正にこの種の事件としては、画期的な判決として高く評価できるとともに、実務にも大きな影響を与えるものである。

2. 意匠法上の「視覚性」の意義について

2.1 意匠法の変遷

大正10年の意匠法は、第1条に保護の対象を、「物品ニ関シ、形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考察」と定め、一方、実用新案法は、「物品の形状に係る考案」とあるため、意匠と実用新案とを区別するための検討がなされた結果、昭和34年意匠法（現行法）第2条で、意匠の定義を『この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。』とした。

この改正を受けて、意匠を構成するための要件について広く理解を得るため関係各界からの意見を求めて検討し、昭和43年に「意匠審査基準」を作成し、前記意匠法2条の定義に基づいて、「粉状物・粒状物の一単位のように肉眼で形態が判断しにくいもの」は視覚に訴えるものでないものであるから、意匠を構成するものとは認められないと具体的に示し、特許庁は、この基準を昭和46年に公表して現在まで運用している。

2.2 「視覚を通じて美感を起こさせるもの」の意義

意匠法上、意匠は、「視覚」を通じて美感を起こさせるものであるから（意匠法2条1項）、

物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を起こさせるものでないものは、意匠登録を受けることができないものである。

しかるに、意匠法がこのような規定を設けた趣旨は、前記変遷からも明らかなように、物品の形状に係る考案が実用新案法による保護対象となっていることに照らし、物品の形状等が、専ら技術的思想に由来するものであつて、美感とは無関係な場合には、意匠法により保護される「意匠」には該当しないとすることにあると解される。

また、「視覚を通じて」と規定したことからすれば、物品の形状等が美感を起こさせるとしても、視覚以外の触覚、聴覚等他の五感を通じて美感を起こさせるものであるときは、意匠法の保護は及ばないということを規定したものであると解することができる。

よつて、意匠法はあくまで「意匠」とは、「視覚」を通じて美感を起こさせるものを意味するものであつて、「視覚性」についてはそれ以上の法的意義はない。

3. 視覚性についての審査基準

3.1 審査基準

上記のとおり、意匠法上「視覚」の法的意義については上記以外に意匠法の文言からは必ずしも明らかではない。

しかるに、特許庁は、前記事件において、『昭和43年に作成した意匠審査基準において、意匠法2条1項にいう「意匠」について、「粉状物・粒状物の一単位のように肉眼で形態が判断しにくいもの」は、視覚に訴えるものではないから、意匠を構成するものではないとの具体的な判断基準を示し、現在までこれに基づき運用し、そのような理解が定着しているのである。

しかも、現行意匠法（昭和34年法）の制定時

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

や上記意匠審査基準の作成時において、意匠は肉眼で見える範囲のものとすることが当然のこととされていたものである。』と主張した。

3. 2 現行の意匠審査基準

平成14年1月作成の現行の意匠審査基準も上記審査基準と同趣旨で下記のとおり規定されている。

記

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

① 粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認めない。

4. 肉眼観察とその意義についての判決

4. 1 著者（原告代理人）の主張要旨

著者は、前記論説等において、現在迄くり返し特許庁の審査基準において、「視覚に訴えるものとは、肉眼によって全体の形態が認識することができるものに限る」とする規定は、法目的のみならず現在のように極小化物品が出現し、しかも商取引実情や商取引慣行として拡大鏡等を使用して現物やサンプル品を観察する場合や、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載する等の方法によって商取引が行われて

いる状況を鑑みれば適合していないこと、並びに肉眼観察の例外としてこれを認めて極小化物品を保護すべきであると主張してきたものである。

本件事件において、著者は原告代理人として下記取消事由を挙げて審決は取り消されるべきものであると主張した。

〔審決の取消事由〕

ア. 取消事由1（本願意匠の全体の大きさの認定の誤り）

審決は、本願意匠は、右側面図に表した形態の最下端部の横幅の実寸法を0.15mmとするものであって、形態全体の大きさにおいて微小なものであると認定した。

しかし、本願意匠の全体の大きさは、別紙「本願意匠の全体の実寸法表示図」のとおり、正面図において横1.21mm、縦1.35mm、右側面図において最大横幅0.28mmであって、その全体の形態は肉眼においても十分に認識可能な大きさであり、決して微小なものではないから、審決の上記認定は誤りである。

イ. 取消事由2（本願意匠の視認性の判断の誤り）

審決は、本願意匠は、その形態自体を捉えることが極めて困難であって、視覚に訴えるものとはいい難いと判断した。

しかし、本願意匠の大きさは上記アのとおりであり、本願意匠に係る物品の当業者が、肉眼によって、その全体の形態は「全長約2mmの細幅な金属板を正面視略変形L字状に屈曲させ、その上端部を蛇首のごとくアール状に屈曲し、かつ、その下端部を階段上に段差を有して屈曲してなる形態」であると認識することが可能なものである。

また、本願意匠と同程度又はそれより小さな意匠が登録された例は、別紙「極小化物品の特

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許庁の登録意匠例（寸法記載のあるもの）一覧表」記載のとおり、多数ある。

したがって、本願意匠が視覚に訴えるものとはいい難いとした審決の上記判断は誤りである。

ウ．取消事由3（肉眼観察についての判断の誤り）

審決は、「視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。」との特許庁の意匠審査基準（甲19）に従って、本願意匠は、意匠全体の形態を肉眼によって認識することができないから、意匠登録を受けられないと判断した。

しかし、意匠法の規定上は、「視覚」というのみであって、「肉眼」によることを要求していない。また、高精度な成型技術、加工技術が進歩し、物品が極小化している現在の状況下で、意匠法の保護対象を肉眼観察によって形態を認識し得るものだけに限定することは、産業界や社会の実情から遊離するとともに、意匠の創作を奨励して産業の発達に寄与するという意匠法の目的に反する。本願意匠のように、その物品の分野において拡大鏡等を使用して形状等を認識した上で取引が行われることが一般的である場合には、肉眼により観察することができるものに意匠法の保護の対象を限定することは相当でないというべきである。

したがって、特許庁の意匠審査基準は妥当性を欠くから、同基準に従った審決の判断は誤りである。

エ．取消事由4（取引の通常の状態についての判断の誤り）

審決は、本願意匠は「通常の状態」ではその形態の具体的な態様を肉眼によって認識することができないほど微小であると判断した。

しかし、意匠の視認性を判断すべき「通常の状態」とは、物品購入時の取引状態を意味する

と解すべきところ、本願意匠に係る物品の分野では、通常取引状態において、ホームページやカタログに何十倍にも拡大した図面や写真を掲載する（具体的な形状やその特徴を説明した文章が付されることもある。）現物ないしサンプル品を拡大鏡等によって観察するなどして、物品の形態を拡大して認識した上で、取引が行われている（甲20～36）。なお、上記カタログ等に図示されたのがコネクタ接続端子の断面形状等であるとしても、これに基づいて正面や側面の形状を理解することは容易である。

したがって、本願意匠は、「通常の状態」で、具体的な形態を認識することができる。審決は、本願意匠に係る物品の分野における取引状態や商慣行を無視するものであって、違法である。

4.2 特許庁（被告）の主張要旨

前記事件において、被告である特許庁は、前記、取消事由3について、「肉眼で見えないものは、専ら技術的な効果をねらった創作の結果であって、意匠法ではなく、実用新案法により保護されるべきものである。そのような製品を取引する際に、カタログ等に掲載された製品の拡大写真や図面を見たり、拡大鏡を使用して製品を見たりしているとしても、それは、飽くまでも技術的な観点から、製品の機能、性能、大きさ等を確認しているにすぎない。

また、物品の形態の観察を可能にする装置さえあれば認識することができる場合に意匠登録を認め得るとしたのでは、美感を起こさせるものを意匠として保護するという意匠法本来の目的を離れて、際限なく微小な物品（例えば、ナノメートル：10億分の1メートルの物）に係る意匠も保護されることとなりかねず相当ではない。

従って、肉眼によって認識し得ないものは意匠法により保護される意匠には当たらないのである。」と反論した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 3 著者（原告代理人）の反論

(1) 拡大観察と技術性について

「しかるに、この被告の主張は正に失当であって、現実を無視した主張である。再度繰り返すが、「宝石」は肉眼での視認性は困難であるが、拡大鏡によってその美的外観を評価しているものであり、決して技術的效果を評価しているものではない。

さらに、意匠登録されている物品は、特に産業機器や通信機器等の工業デザイン分野においては肉眼で見えるものの「専ら技術的な効果から物品の外観形態」が創作され意匠登録されている登録例は枚挙にいとまがない。

このことは、肉眼での視認性の有無と技術的效果の有無とは無関係である。あくまで、創作された物品の外観形態によって評価されるべきものであって、肉眼での視認性とは関係なきものである。

本願意匠のような物品分野においては、物品の美的外観に創作特徴があっても肉眼では観察できないため、この種の物品分野の業界においては原告主張のとおり、カタログやホームページ等を通じて自社物品の形態上の特徴等をアピールし、需要者の購買意欲を喚起せしめることによって他社物品との差別化を図っているのである。

よって、肉眼で見えないものは技術的観点からのみその機能、性能、大きさを確認しているに過ぎないと被告の主張は現実の取引実体を無視した失当な主張である。」

(2) 無制限保護について

「しかるに、この主張は原告の主張を全く理解していない極論を主張するもので到底賛同できない。すなわち、原告は、無制限にこの種の

極小化物品を意匠法の保護対象に含めることを主張しているのではなく、あくまで当該物品の商取引や商慣習を考慮して拡大鏡等を用いることがその物品分野において一般的であることを条件として、肉眼観察の例外としてこれを保護することこそが需要者の購買意欲を喚起させて意匠法の目的を達成するものであることを主張しているものであり、無制限に認めるべきことを主張しているものではない。」

4. 4 知財高裁の判決要旨

前記著者（原告代理人）の主張並びに特許庁（被告）の反論に対し、今般知財高裁は、取消事由3の「肉眼観察についての判断の誤り」について下記の通り判示した。

(1) 取消事由3（肉眼観察についての判断の誤り）について

ア. 審決（甲1）は、前記のとおり、意匠登録出願に係る意匠が意匠登録を受けるためには、当該意匠の全体の形態を肉眼によって認識することができるものであることを要すると判断した。

これに対し、原告は、前記のとおり、意匠法の保護対象を肉眼観察によって形態を認識し得るものに限定することの違法をいうものであり、審決が特許庁の意匠審査基準に従っているとしても、意匠審査基準自体が誤りであると主張するものである。

イ. 意匠登録を受けることのできる「意匠」（意匠法3条1項柱書き）とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、これらを単に「物品の形状等」という。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう（同法2条1項）。

この「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に関し、特許庁の意匠審査基準には、下記のとおり定めがあり（甲19）、これによれば、審

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

決の上記判断は、意匠審査基準に従ったものということができる。

記

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

① 粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認めない。

しかし、意匠審査基準は、意匠登録要件の審査に当たる審査官にとって基本的な考え方を示すものであり、出願人にとっては出願管理等の指標としても広く利用されているものではあるとしても、飽くまでも意匠登録出願が意匠の規定する意匠登録要件に適合しているか否かの特許庁の判断の公平性、合理性を担保するのに資する目的で作成された判断基準であって、行政手続法5条にいう「審査基準」として定められたものではない(意匠法68条6項、特許法195条の3により、行政手続法5条の規定は適用除外とされている)。すなわち、意匠審査基準は法規範そのものではないから、審決が意匠審査基準に従ったものであるかどうかは、審決の適法性と直接の関係はないものであって、審決の上記判断を是認することができるかどうかは、審査基準に基づく運用の実情も踏まえ、飽くまでも意匠法3条1項柱書き、2条1項の規定に

基づいて判断すべきものである。

ウ. 意匠法にいう「意匠」は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」であるから(同法2条1項)、物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を起こさせるものでないときは、意匠登録を受けることができない。意匠法がこのように規定した趣旨は、物品の形状に係る考案(自然法則を利用した技術的思想の創作)が実用新案法における保護の対象とされること(同法1条)に照らし、物品の形状等が、専ら技術的思想に由来するものであって、美感とは無関係な場合には、意匠法により保護される「意匠」には当たらないとすることにあると解される。

また、意匠法2条1項が「視覚を通じて」と規定したことによれば、物品の形状等が美感を起こさせるとしても、視覚ではなく、触覚、聴覚等を通じて美感を起こさせるものであるときは、意匠法による保護は及ばないということができる。しかし、同項にいう「視覚」が肉眼により認識することにことに限られ、肉眼によって認識し得ない大きさの物品の形状等は同法により保護されないのか、(なお、「肉眼」とは、広辞苑〔第5版〕によれば、「肉体に備わっている眼球。眼鏡・望遠鏡などを用いない生来のままの視力」を意味するが、眼鏡やコンタクトレンズは、視力を日常的に補助する道具であり、対象物を拡大するためのものではないから、以下、眼鏡等を用いる場合も含めて、「肉眼」の語を用いる。)、あるいは、対象物を拡大する道具(拡大鏡、顕微鏡等)を用いて形状等を認識し得るものであれば足りるのかは、意匠法の文言からは必ずしも明らかでない。

ところで、意匠法の目的は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することにある(同法1条)。この目的にかんがみると、微小な物品であっても、工業的に同一の形状等を備えた物

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

品として設計し、製作することが可能な場合には、その意匠につき保護を与えるべきものであり、殊に、微小な物品についての成形技術、加工技術が発達し、精巧な物品が製作され、取引されているという現代社会の実情に照らすと、意匠法による保護を及ぼす必要性は高いといえることができる。

他方、意匠に係る物品の形状等が、当該物品が取引される通常の状態において、視覚によって認識され得ないときは、意匠を利用するものとはいい難いから、意匠法の上記目的に照らし、同法の保護は及ばないと考えられる。

そうすると、意匠に係る物品の取引に際して、当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には、肉眼によって認識することのできない形状等は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たらず、意匠登録を受けることができないというべきである。しかし、意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって認識することができないとしても、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たると解するのが相当である。

工. なお、このように解すると、肉眼によって認識し得ないものは常に意匠法上の意匠に当たらないとする意匠審査基準に反することとなる。しかし、取引の際に形状等を拡大して観察することが通常である物品の分野においては、拡大された態様で、当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）に物品の形状等が認識され、当業者によって新たな意匠が創作されるとともに、カタログ等の刊行物に拡大図等が記載されると解される。そして、意匠出願の願書にも、拡大図等が添付されたり、

意匠の大きさが記載されたりする（意匠法6条3項参照）から、特許庁において意匠法3条各項その他の意匠登録要件に該当するかどうかの審査等をする上でも、各別の支障は生じないと考えられる。

オ. 以上によれば、意匠登録を受けることのできる意匠は肉眼によって認識し得るものに限られるとした審決には、意匠法3条1項柱書き、2条1項の解釈を誤った違法がある。

(2) 結論

「以上によれば、意匠登録を受けることのできる意匠は肉眼によって認識し得るものに限られるとした審決には、意匠法3条1項柱書き、2条1項の解釈を誤った違法がある。」と判決は結論づけたのである。

しかしながら、一方、本願意匠については、拡大観察するのが通常であるとは認められない他、肉眼によって認識することもできないと判断し審決が維持された。

4. 5 知財高裁判決とその意義

(1) 本判決は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に該当するか否かは、意匠に係る物品の取引に際して当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には肉眼によって認識することのできない形状等は視覚を通じて美感を起こさせるものに該当しないが、意匠に係る物品の取引に際して、拡大鏡等により観察したり、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの方法により、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって観察することができないとしても「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に該当すると判断した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) この判断基準の結果、意匠に係る物品の取引に際して肉眼観察するのが通常であるのか、あるいは拡大観察するのが通常であるのか「視覚性」を具備するか否かの重要な判断基準となったのである。

(3) さらに拡大観察するのが通常であったとしても、当該意匠に係る物品の立体的形状を容易に認識することができるように拡大して観察することが必要であると判断した。例えば「発光ダイオード」についてはカタログに平面図、正面図及び側面図の拡大図が掲載され、その取引に当り形状等を拡大して観察することが通常であると認められるから、肉眼による形状等の認識が困難なほどの大きさであるとしても、そのことは意匠登録の妨げとなるものではないと解される。そして、肉眼による形状等の認識が困難な物品につき意匠登録が認められるかどうかは、物品ごとに取引の実情等に応じて判断すべきものであると判示した。

(4) 以上の結果、本件判決は肉眼観察が困難な物品であっても、該物品の取引の実情等に応じて拡大観察することが通常である場合（例えば、発光ダイオード）には「視覚性」を認めるべきと判断したことに重大な意義があると同時に「肉眼観察手法に限る」とする意匠審査基準を一律に適用することを違法と判断したのである。

5. 現行の意匠審査基準の改訂を求む

本判決は、意匠に係る物品の取引を重視して「視覚性」の意義を法目的から考察し、「肉眼観察に限る」とする現行審査基準を違法と判断し、取引時における物品の形状等の認識が肉眼観察か拡大観察か、いずれが通常の観察手法であるのかによって「視覚性」を具備するか否かの判断基準としたことは、正に画期的であると同時に

に社会実情を重視した正当な判断であると高く評価されるべき判決である。

よって、筆者は特許庁に対して、早急に視覚性に関する現行審査基準を見直し、本判決に沿った審査基準に改訂されることを切望するものである。

6. 本判決が与える実務上の影響

6.1 出願時の対応

上記判決において、「意匠出願の願書にも、拡大図等が添付されたり、意匠の大きさが記載されたりする（意匠法6条3項参照）から、特許庁において意匠法3条各項その他の意匠登録要件に該当するかどうかの審査等をする上でも、各別の支障は生じないと考えられる。」と判示した。

このことから、今後、肉眼によって物品の形状等を認識することが困難ではあるが、取引に際し該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、拡大図はむしろ物品の大きさを願書に記載するとともに意匠に係る物品の説明の欄に当該物品が取引の際、拡大してその形状等が観察されていることが通常である旨を記載することが好ましいと考える。従って、その記載例や作図方法としては、願書の意匠の説明に「物品全体の大きさ等寸法」を記載する他、意匠に係る物品の説明に「この意匠に係る物品は、取引状態においては拡大鏡等によって拡大して観察することが通常である。」ことを記載すべきと考える。

さらに、拡大図としては、具体的な形状が認定できるように、すなわち立体的形状を的確に認識できるように表現すること、特に特徴的形状は部分拡大図等を使用して、その形状が認識できるように表現すべきと考える。但し、現時

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

点では特許庁が審査基準を改訂していない以上、この記載が登録要件として有効に機能するか否かは不明である。

しかしながら、特許庁は積極的に審査基準を改訂して取引上拡大観察が通常である場合には肉眼観察が困難であっても積極的に登録を認めるべきで、このことが本判決の趣旨に沿った意匠、特に極小化物品の意匠の保護になるとともに法目的にも合致するものである。

6. 2 侵害成否とその判断基準

侵害成否の判断においても侵害品が肉眼観察困難であったとしても該物品の取引において拡大鏡等の使用により物品の形状等を観察し、またカタログ、仕様書等に物品の形状等が立体的に認識できるように拡大写真や拡大図等が掲載されて観察されることが通常取引である場合には、侵害品は十分に認識又は特定されるため、これを登録意匠と対比して類否判断を行うを相当とすべきである。

6. 3 物品の取引実情

当該物品が拡大写真や拡大図あるいは拡大鏡等によってその形状等を観察する場合には、積極的に自社のカタログや仕様書等に拡大写真、拡大図等を掲載することが望ましいもので、積極的に取引実情を重視して通常観察手法として位置付けるべきである。但し、意匠登録出願の対象である意匠を立体的形状として客観的に認識し得るように掲載することが必要であることに注意しなければならない。

特に、カタログや電子媒体等の取引情報に掲載する場合に重要な点は、出願意匠の創作ポイント等その特徴が立体的形状として認識でき得るように表現することであって、全体形状は認識できても、その全体形状が公知ないしは周知であって具体的形状が特徴である場合には、そ

の具体的形状を認識して取引されていることを示すのに十分な拡大図等が掲載されているか否かがポイントとなる。

7. むすび

以上のとおり、今回の判決は、「意匠の視覚性の意義と解釈について」当該物品の取引実情を考慮して物品の取引の際、肉眼観察が通常であるのか、あるいは拡大観察が通常であるのかを基準として視覚性の登録要件を判断すべきであると判示したことにおいて、意匠の分野、特に通信機械や電子機械等の極小化物品（部品）の分野にとっては画期的で、且つ極めて意義のある判決として高く評価できるものである。

本判決を契機として特許庁は現行の「肉眼観察限定認識手法」の審査基準を早急に見直し改訂されるべきである。

さらに産業界に与える影響も計り知れないものがあり、この種の物品分野の業界は意匠の重要性を再考すべきと考える。

最後に、著者は、従来から極小化物品の保護の観点からすると現在の審査基準は不適法であると再三主張してきたが、この主張が今回の判決によって認められたことに対し本判決を高く評価するとともに、意匠のみならず知的財産は社会の取引実情に沿って法解釈することが如何に重要であるか、すなわち知財法はビジネス法であることを知財関係者に忠告するものである。

注 記

- 1) 知財管理Vol.55, No.6 (2005)
- 2) 意匠法及び周辺法の現代的課題 31頁(2005) 発明協会
- 3) 平成17年(行ケ)第10679号事件

(原稿受領日 2006年5月10日)